次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年2月6日

沖縄県住宅供給公社 理事長 田端 一雄

#### 1 入札に付する事項

(1)	エ	事名		名	公社赤道都市再生住宅整備工事(電気設備)
(2)	エ	事	場	戸	うるま市
(3)	エ	事	内	衮	電気工事一式 (別添図面のとおり。)
(4)	エ			其	契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
(5)	発	注	形	怠	特定建設工事共同企業体 (JV)発注
(6)	資	格 審	査	方 法	事後審査型※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
					※本工事は、「建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律」(平成12年法律第 リ サ イ ク ル 法 104号)に基づき、分別解体等及び特定建設 資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付け られた工事である。
(7)	そ法	の他適	用の制	) ある 度 等	
					※本手続きは、国庫支出金に係る予算使 準 備 手 続 き (交付決定前) に後に効力を生じる事業である。したがって、国庫補助金決定後に契約を行うものである。
(8)	本] 受	Ľ事に係る 言	設計業 乇	業務等 <i>0.</i> 者	

#### 2 特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。) の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。
(5)	代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(6)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

# 3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

# ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

		安な貨格に関する事						
(1)	業種	電気工事	— <del>—</del> — 業					
(2)	等級	代 表 構 成 員	A等級	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資				
(=)		その他構成員	A等級	格審査及び業者選定等に関する規定第5条による建設 工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、 建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。				
	建設工事入札	 	0.年 庄	なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更 正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て				
(3)	参加資格者名簿	(平成31・32		がなされている者については、手続開始の決定後、入 札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加者名				
	登 録 年 度			簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体(以下 「経常JV]という。)として登録されている者及びそ				
(4)		代表構成員建築業者 その他構成員	特定建設業 特定建設業・	の構成員は参加できない。				
			一般建設業	<u> </u>				
(5)	地方自治法施行令	(昭和22年政令第16号	号)第167条の4	の規定に該当しない者であること。				
(6)		年号外法律第100号) 有効期限内にあること		見定する経営事項審査を受けた者であって、経営事				
(7)	入札開始日から落	札決定日までの期間に	こ、沖縄県の指	名停止措置を受けていないこと。				
(8)	原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者が当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である。 (ア) 当該構成員の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 (イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該構成員の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者							
(9)	てが共は、 は、以集は、 は、以集は、 は、以集は、 は、は、 は、は、 は、は、は、 は、は、は、は、は、は、は、は、	入札契約心得3条第2項 かに該当する二者の場 中の会社である場合は 子会社の関係にある場 司じくする子会社同士 いかに該当する二者の 中の会社が、他方の会 土の役員が、他方の会 上の適正さが阻害され	ある場合を 場合を 場合を は るの規 。 。 。 は た 。 は た 。 に た 。 に た 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	。) ることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖するものではない。 子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生 場合 ①については、会社の一方が更生会社又は再生 ご兼ねている場合 記に兼ねている場合				
(10)				設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木 続している者でないこと。				
(11)	取抜け案件	公社赤道都市再生信 札者となることはでき		機械工事)を落札した共同企業体は、本工事の落				

# イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

		資 格	区分	1級電気工事施 士 又はこれと同等 資格を有する者	以上の	しない期間を除く。)	iたす監理技術者を当該工事に専任(専任を要 で配置できること。なお、配置予定技術者が ている場合は契約締結時点に当該工事に専任	
(1)	配置予定技術者	備	考	者 ① ② ② 監る 配 配 で な に で な に で り に り り に り り り り り り り り り り り り り	いう。 技術気量 で で で で で で で で で が が が で で で で で で で	気電子部門、建設部門 門又は建設部門に係る 等以上の資格を有する っては、監理技術者 。 にあっては、入札開 こと。	は、次の①から②のいずれかを満たす 別又は総合技術監理部門(選択科目を ものとするものに限る。))の資格を ものと国土交通大臣が認定した者 資格者証及び監理技術者講習修了証を有 始日前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的 間については、設計図書等で確認するこ	
(2)	その	の他の条件		地域要件			左記の(ア)に示す地域内に、建設業の 許可を受けた(イ)に示す事業所が存在	
					(イ)主たる	営業所	すること。	

#### ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

	א ניו.	JIV/ NATO/IV/ITMARICAGARITICAT OF A								
		資格区分	1級電気工事施工管理技士 フはこれと同等以上の 資格を有する者	しない期間を除く。)	たす主任技術者を当該工事に専任(専任を要で配置できること。なお、配置予定技術者が ている場合は契約締結時点に当該工事に専任					
(1)	配置予定技術者	備考	者をいう。 ① 技術士(電気電子部) 有する者。 ② これらと同句 (イ) 配置予定技術者 恒常的な雇用関	気電子部門、建設部門 門又は建設部門に係る 等以上の資格を有する にあっては、入札開 場係があること。	は、次の①から②のいずれかを満たす 別又は総合技術監理部門(選択科目を ものとするものに限る。))の資格を ものと国土交通大臣が認定した者 始日前に3ヶ月以上の直接的かつ 間については、設計図書等で確認					
(2)	その他の条件			中部土木事務所管内 南部土木事務所管内 営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の 許可を受けた(イ)に示す事業所が存在 すること。					

# 4 入札手続等

(1)	手続き方法	本工事は、入 象工事である。	札手続き(入札書の提出から落札者の決定まで)を紙で行う紙入札対
		期間	自 令和2年2月6日(木) ~ 至 令和2年2月20日(木)
(2)	設計図書の配布	配布方法	沖縄県住宅供給公社ホームページよりダウンロード
		問合せ先	電話番号 098-917-2431 沖縄県住宅供給公社 住宅部 事業企画課

		書、特定建設 いう。)を持	札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請 工事共同企業体協定書(以下「共同企業体資格審査申請書等」と 参により提出しなければならない。 までに共同企業体資格審査申請書等を提出しない者は、本競争に ができない。
(-)	共同企業体資格審		自 令和2年2月6日(木) ~ 至 令和2年2月20日(木)
(3)	査申請書等の提出	提出期間	※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。 (正午から午後1時は除く)
		提出先	所在地 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町114番地7
		提 出 先	課名 沖縄県住宅供給公社 住宅部 総務課(3F) 提出部数 1部
		連絡先	098-917-2430 提出方法 持参によるものとする
		日時	令和2年2月28日(金)14:00
		場所	沖縄県土地開発公社事務所 5階 会議室
(4)	入 札 期 日 等	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
		入札に関す る注意事項	(ア) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
(5)	申請書等の提出と競争参加資格の審査	設ものと提を 複び競して査うしな おい格を おい出し な数資争 ない 、る確加 る確加 はい格	I限: 令和2年3月5日(木)までとする。 なお、期限内に限り、一度提出した申請書及び資格審査確認資料等の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 那覇市旭町114番地7 沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課(3階) 電話番号:098-917-2430

		( ) ) the fr 40 to Ver let a retain (4 H) > 1
		(イ) 競争参加資格の確認結果通知
		令和2年3月11日(水)(予定)までに書面にて通知する。なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものととする。
		ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者 を落札候補者として資格の確認を行うので、落札決定を再度保留し、「保留通 知」を行うものとする。
		(ウ) 苦情申し立て
(5)	申請書等の提出と 競争参加資格の審 査	競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して、競争参加資格 がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
	_	① 提出期限: 競争参加資格確認結果の通知を行ったの日の翌日から起 算して5日以内(休日を除く。)
		② 提出場所: 沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課(3階)
		③ 提出方法: 書面(様式自由)を持参により提出すること。郵送又は 電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けな い。
		契約担当者は説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
(6)	落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合 は、当該落札候補者を落札者とする。
		本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。
		工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月
(7)	工事費内訳書の提出	(ア) 日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、 員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は、名称並びに住所を記載す るとともに、代表者印を押印すること。
		契約担当者(これらの者の補助者を含む)は、提出された工事費内訳 (イ) 書について説明を求めることができる。
(8)	入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書及び資格確認審査資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
		(ア) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
		契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参(イ)加資格の確認以外に無断で使用しない。
		(ウ) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
		(エ) 提出期限以降における資格確認申請書及び資格確認資料の差し替え及び 再提出は認めない。
(9)	その他事項	資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の (オ) 記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札 者となることができないことがある。
		(カ) 入札参加者は、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守 すること。
		本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本 工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は 関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設 計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		(ク) 工期は、事情により変更することがある。
		(ケ) 最低制限価格を設定する。

# 5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

(1)	入	札	保	証	金	免除する。
(2)	契	約	保	証	金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3)	前	払		٧١	金	請負代金額の40%以内 (だだし、令和元年度の支払限度額の範囲内)
(4)	部		分		払	沖縄県に準じる。
(5)	火	災保	険	の要	否	要

#### 6 本公告に関する質問及び回答

					沖縄県那覇市旭町114番地7				
(1)	(1) 入札・契約手続き に関すること				沖縄県住宅供給公社 住宅部総務課(3階)				
					電 話: 098-917-2430				
					沖縄県那覇市旭町114番地7				
		(1)	以外 <u>-</u>	に	沖縄県住宅供給公社 住宅部事業企画課 企画係(1階)				
					電 話: 098-917-2431 FAX: 098-917-2447				
				令和2年2月6日(木)から令和2年2月19日(水)					
(2)	提	出	期	間	※土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。				
(2)					(正午から午後1時は除く。)				
	提	出 方 法		法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。				
					質問に対する回答方式は、次のとおり閲覧に供する				
	回答方		法	期 間 : 回答日から令和2年2月21日(金)まで					
					閲覧場所 : 沖縄県住宅供給公社ホームページで公開				